

国保

乳幼児医療費助成制度を

ご利用下さい

○助成対象

小学校就学前の乳幼児の保護者の方（都留市に住民票のある方）を対象に、各健康保険に加入している乳幼児の医療費（保険診療分）を助成しています。所得制限はありません。

対象年齢	対象になる医療費
0歳～ 5歳未満	入院・通院（調剤薬局を含む）
満5歳～ 小学校就学前	入院のみ

☆5歳未満とは、5歳の誕生日の属する月の末日までです。
※健康診断・予防接種・入院時食事療養費・薬の容器代などは助成対象外です。

○申請手続きをする前に

領収書がある場合

患者・医療機関・診療月・入院・外来ごとにそれぞれ分けて申請書に記入してください。

領収書がない場合

受診した翌月の10日以降に、医療機関で申請書に証明を受けたものを提出してください。

○申請手続きに必要なもの

◇患者(乳幼児)の保険証

◇医療機関・調剤薬局が発行する領収書（医療機関名・患者氏名・保険診療点数・領収印があるもの）
※レシートは受付できませんのでご注意ください。

◇注意下さい。

問合先

市民生活課 国保医療担当

健康相談家庭訪問事業

実施のお知らせ

市では国民健康保険加入者の皆様が、健康で生きがいのある暮らしの実現を目指し、健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

その一環として、医療機関で治療中の皆様のお宅を訪問し、健康相談を実施しています。日ごろから心配になっている病気のことで、毎日の生活（食事、運動、睡眠、仕事など）のこと、病院では聞きづらいことなどについて、ご家族の方も交え相談を受け、より快適に暮らせるよう支援していきます。
実施期間 6月～20年3月
相談方法 該当者に通知をします。その後電話で訪問日程を調整し、各家庭を訪問します。
相談員 保健師・看護師
問合先 いきいきプラザ都留内

健康推進課 保健指導担当

☎(46)5112

(内線124・125)

伝言板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

覚せい剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり同時に犯罪になります。また、医薬品を病気や傷の治療以外に使うことも薬物の乱用になります。

違法薬物は、使用した者の脳や体を破壊し一生にわたり心身に苦痛を与え続けるとともに、大切な家族の生き方にまで大きな影響を与えてしまいます。今日、薬物の乱用は全世界的な広がりを見せ、人間の生命や社会の安全を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な問題の一つとなっています。

このため国際社会は「国連薬物乱用根絶宣言」により、平成20年(2008年)の撲滅を目指して各種対策に取り組んでいます。

国及び県では、根絶宣言の支援事業として、6月20日から7月19日までの1カ月間「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を展開します。

違法薬物の恐ろしさを正しく理解して、薬物乱用を許さない地域社会づくりを推進しましょう。

参考 インターネット検索

「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」

5月31日は世界禁煙デー

たばこの身体への影響をご存じですか。たばこは肺ガンのみではありません。動脈硬化や心筋梗塞、気管支炎や菌周病など様々な疾患の危険因子です。また、妊婦では、流産や低体重児出産などのリスクが高まることが明らかになっています。

世界保健機関(WHO)は毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めて、喫煙しないことが社会習慣となることを目指す運動を展開しています。

保健所では、たばこ対策として、次のことに取り組んでいます。

- ① たばこ健康に関する正しい知識の普及
 - ② 多数の者が利用する施設の禁煙・分煙の推進
 - ③ 未成年者の喫煙防止対策
 - ④ 禁煙支援
- たばこの害について正しく理解し、自分や周囲の人たちの健康を守りましょう。

問合先

地域保健課

☎0555(24)9035

